

水田 農業生産基盤の強化を目指して

問 耕地課 畑地かんがい係
☎476-1111(151・152)

◆事業対象地区の推進段階ごとの区分について

現在、町で進めている水田ほ場整備事業については、平成30年度からスタートする『農地中間管理機構関連農地整備』について、益丸地区で県下第1号の事業実施地区を目指して、地元推進委員会、地元説明会などを開催し、着々と進められております。しかしながら、未整備水田地域は、町内全域にわたることから、その他の地区についても事業化の推進が必要であり、そのためには、関係する土地改良区および水利組合などを中心とした地元体制づくりが最重要課題となります。

《事業採択申請に向けて地元説明会や現地調査が進む益丸地区》

地元説明会（上益丸公民館）



(平成30年2月20日)

現地調査

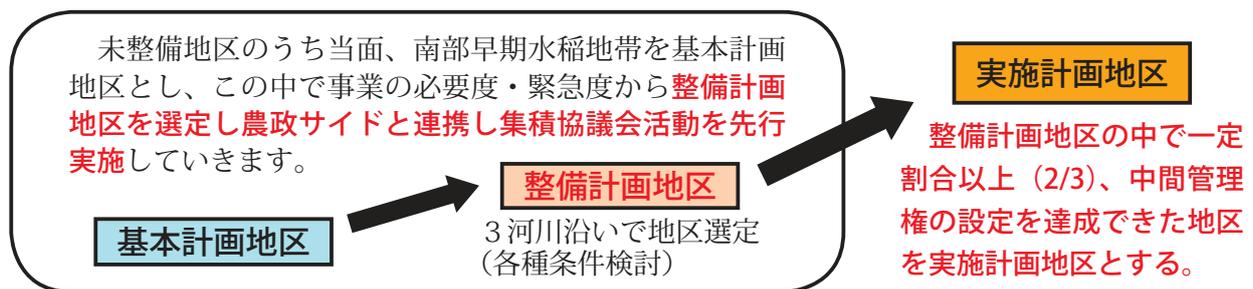


(平成30年2月8日)

○ その他の地区における推進方策

これからの水田ほ場整備事業の推進ならびに事業化に当たっては、農地中間管理権の設定状況や地域農地集積協議会活動を踏まえ、**それぞれの速度に応じて、基本計画地区、整備計画地区および実施計画地区の3段階**に分けてのステップアップ方式で、効果的な事業化を図っていきます。

(事業推進地区分類の基本的な考え方)



基本計画地区

水田ほ場未整備地区を有する土地改良区、水利組合のすべての地区が、今後の事業化を予定する『基本計画地区』となります。

整備計画地区

基本計画地区から農地中間管理権の設定状況、地域農地集積協議会立ち上げの機運や実績などを勘案し、**おおむね3地区程度を『整備計画地区』に格上げして事業化へのステップアップを図ります。**

実施計画地区

整備計画地区の中で地域農地集積協議会を設立後、**現状で対象地区の3分の2以上について中間管理権の設定がなされ、さらなる農地中間管理権の設定向上が見込まれる地区について事業化を推進します。**